




青森県



介護  サービス

事業所 

認証  評価制度

のご案内 



平成30年2月 青森県

青森県介護サービス事業所認証評価制度とは

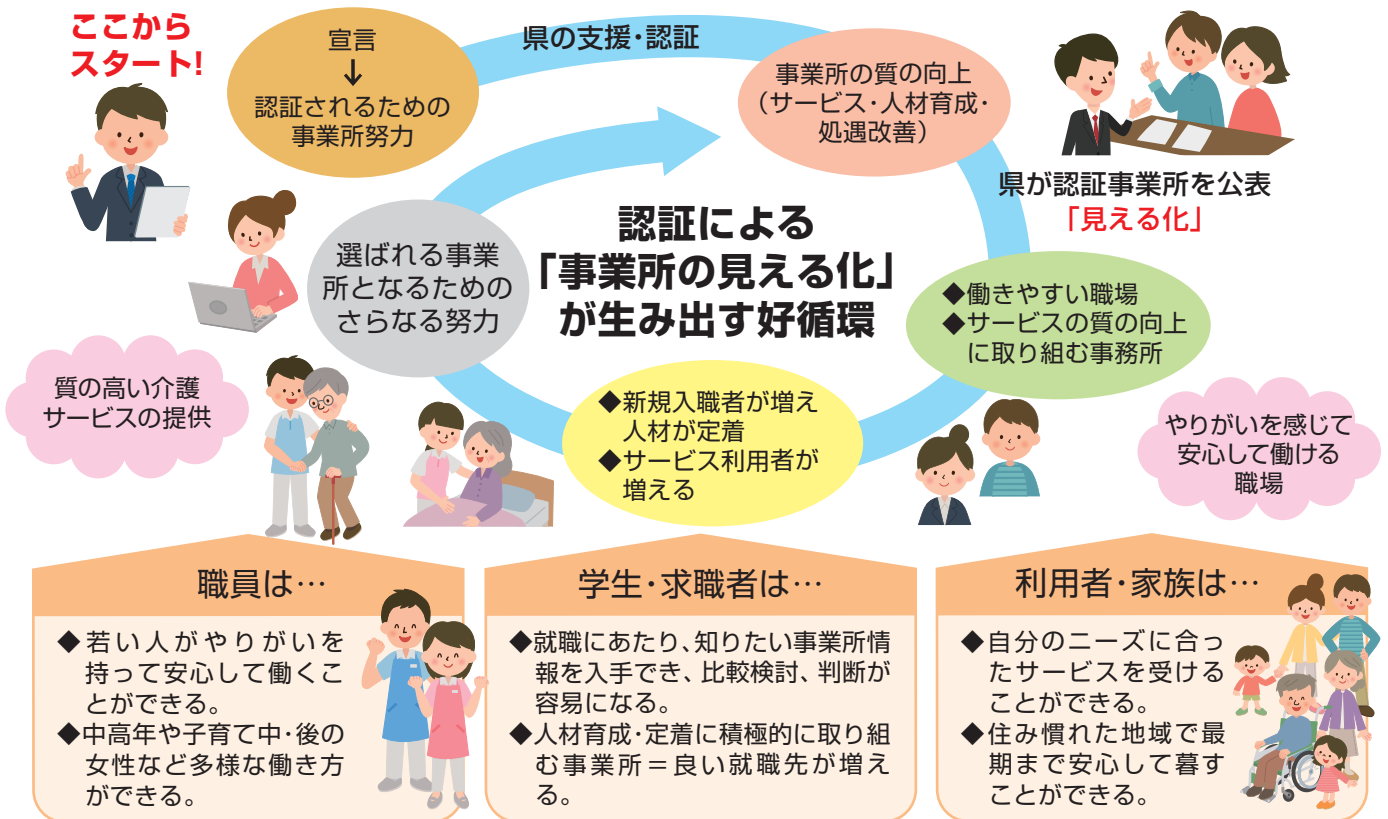
認証評価制度の目的は、

- 質の高い介護人材の確保・育成
- 利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供 の2点です。

認証評価制度とは、

- ①サービスの質の向上を実践していること
 - ②職員を積極的に育成していること
 - ③働きやすい職場づくりを推進していること
 - ④地域と交流し、法令を守っていること
- について、県が定める評価基準を全て満たしている事業者を認証し、公表する制度です。

認証評価制度の概要(イメージ)



この図の好循環は、事業者の「宣言」から始まります。「高齢者が生きがいを持ち、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる青森県」の実現に向けて、積極的な参画を期待しています。

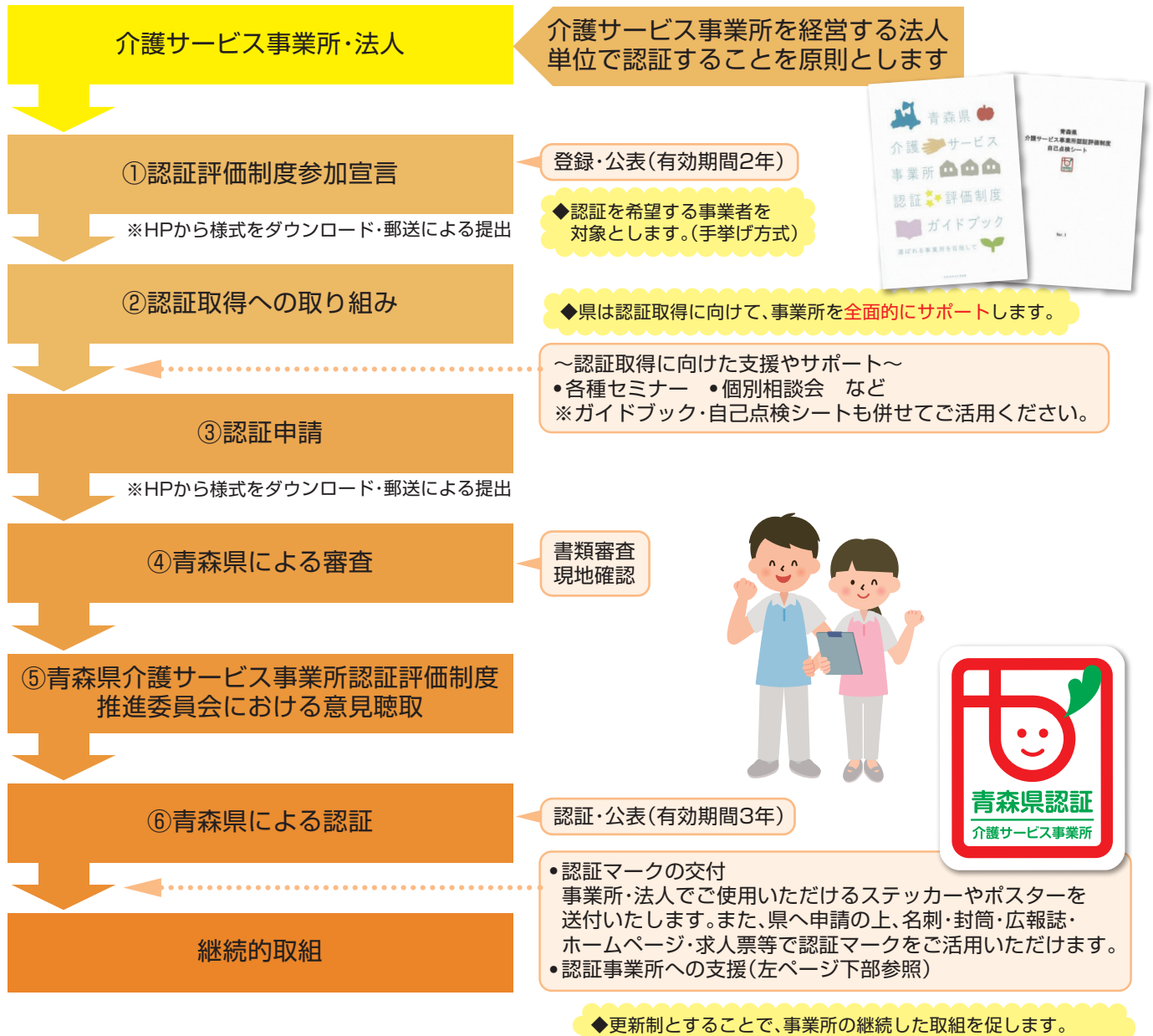
認証事業所への支援策(認証取得のメリット)

認証を取得した事業所は下表の支援を受けることができます。

- | |
|---|
| 1 県が実施する施設整備等の各種補助金を優先的に採択 |
| 2 青森県介護サービス事業者等指導における実施指導頻度の緩和 |
| 3 かいご応援ネットあおもりで認証事業所として紹介 |
| 4 就職相談会等において認証マークを活用し、求職者に対し認証事業所であることを周知 |
| 5 県主催の研修の優先的な受講決定 |
| 6 県の推薦が必要な助成制度、研修等において優先的に推薦 |
| 7 特定事業所集中減算除外要件である正当な理由として考慮 |
| 8 研修代替職員の派遣及びその費用の一部負担(青森県福祉・介護人材定着促進事業) |
| 9 介護職員の育児支援サービス利用等に対し、事業所が費用の一部負担する際の補助(青森県福祉・介護人材定着促進事業) |

認証評価制度の流れ〈全体図〉

詳細や各種様式については、かいご応援ネットあおもり (URL: <http://www.aomori-kaigo.net/> 以下「HP」と言います。) を参照してください。



認証事業所の声

- ◎認証を取得したことにより自法人の特色・取組をPRしやすくなり、**採用活動において求職者等からの反応が良くなりました**。認証事業所だと伝えることで、安心して当法人を選択し就職していただくことにつながっています。
- ◎認証取得に向けた取組を進める中で、人事・労務等の諸制度が整いました。職員からも働きやすい職場であることが認識され、**定着率が向上しています**。これまでの取組が評価され、職員の自信や意欲の向上にもつながりました。
- ◎ニーズに合ったサービスの提供に取り組むことで、**利用者・ご家族等から高い評価**を得られています。「職員確保がしっかりできている理由がわかり、安心して介護サービスが受けられる」との声をいただきました。
- ◎サービスの質の向上に向けて、**組織全体で目標達成に取り組む体制**をより強化することができ、経営状態も透明化されました。利用者の安定的な確保にもつながり、**法人の収益も安定**しています。

評価項目

評価項目ごとに別途評価基準を設けています。認証を取得するためには全ての項目において評価基準を満たすことが求められます。

1 職員の処遇改善の取組を評価するための項目

1	明確な給与体系の導入
2	休暇取得・労働時間縮減、育児、介護を両立できる取組など働きやすさへの取組の実施
3	健康管理に関する取組の実施

2 介護人材育成の取組を評価するための項目

1	新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定
2	新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施
3	新規採用者の教育担当者(OJT指導者、プリセプター、エルダー等。以下「OJT指導者等」という。)に対する研修等の実施
4	キャリアパス制度の導入
5	人材育成計画の策定と計画に沿った研修の実施
6	資格取得に対する支援
7	人材育成を目的とした面談の実施

3 地域交流・コンプライアンス等の取組を評価するための項目

1	地域交流等の取組
2	地域における公益的な取組(社会福祉法人に限る。)
3	事業運営の透明性を確保するための取組
4	関係法令の遵守

4-1 サービスの質の向上の取組を評価するための項目(共通事項)

1	介護サービス事業所の運営方針の周知
2	相談体制・苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。
3	身体拘束廃止・高齢者虐待防止の徹底
4	サービスの質の向上に向けた取組

4-2 サービスの質の向上の取組を評価するための項目(サービス別事項)

県が定める介護報酬の加算を法人全体で60%以上算定していること(対象サービスは下記のとおり)

※在宅生活の維持等、県が定める事項に積極的に取り組む法人については60%以上を50%以上に緩和します。

訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	居宅介護支援	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護療養型医療施設	介護医療院(H30～)			

お問い合わせ先 青森県健康福祉部高齢福祉保険課

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号 TEL:017-734-9298 FAX:017-734-8090